

チャーガンジューおきなわ応援団 規約

健康は、私たちがより長く元気に暮らし、豊かな人生を送るための基盤となるものです。

沖縄県では、「健康・長寿おきなわ」の維持継承に向け、健康増進計画「健康おきなわ21（第3次）」を策定し、総合的かつ持続的な健康づくり施策を推進しています。

県民の主体的な健康づくりに向けては、一人ひとりが健康の大切さを知り自身の健康状態を自覚するとともに望ましい生活習慣を実践することが必要であり、これらの個人の取組を社会全体で支えることが重要となります。

そのためには、県民生活を取り巻く様々な場面で多様な主体が健康づくりを働きかけ、また自然に健康的な行動をとることができる環境を整備することが必要です。

そこで、県内の多様な主体が共通の認識のもと連携して県民の健康づくりを推進するため、県の健康づくり施策のパートナーとして「チャーガンジューおきなわ応援団」を結成します。

（目的）

第1条 この規約は、沖縄県の健康づくり施策に関するパートナー登録制度であるチャーガンジューおきなわ応援団（以下「応援団」という。）について必要な事項を定め、多様な主体による健康づくりを拡大推進することにより、健康おきなわ21（第3次）で掲げる誰もが健康づくりにアクセスできる基盤の整備を目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援団とは、次号に掲げる団員の総称をいう。
- (2) 団員とは、県の健康づくり施策に賛同し、県民の健康づくりを推進するためのパートナーとして県が登録した団体及び個人（これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）をいう。

（登録）

第3条 団員への登録を希望する者は、県の指定する方法により申請するものとする。

2 前項の申請があったとき、県は申請内容を審査し、適当と認めた場合は団

員に登録する。

3 以下の各号のいずれかに該当する場合、登録を認めない。

- (1) 申請者（その構成員を含む。）又はその使用人（以下この項において「申請者等」という。）が暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する等不適切な者に該当するとき。
- (2) 申請者等に重大な法令違反又は公序良俗に反する行為があるとき。
- (3) 申請者等に県民の健康を害する若しくは県民の信頼を損なう又はそのおそれのある行為、その他の応援団としてふさわしくない行為があるとき。

（団員の取組）

第4条 団員は、県民の健康づくり活動への支援や自然に健康的な行動をとることができる環境の整備に積極的に取り組むこととする。

- 2 団員は、前項の取組について情報発信を行い、他の団員を含む多様な主体との連携・協力を図り、応援団制度の拡大及び各団員の取組の活性化を目指す。
- 3 団員は自らの責任において前二項の取組を実施することとし、取組により生じた損害への賠償その他の一切の責任について県はこれを負わない。
- 4 団員の取組は、営利を目的としないこととする。営利企業が団員として活動するときは、商品の販売若しくは対価を得たサービスの提供又はこれらの宣伝活動は行わないこととする。

（県の取組）

第5条 県は、応援団制度の普及拡大及び各団員の取組の活性化を図るため、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 応援団制度の周知広報
 - (2) 県ホームページ等における団員及び団員活動の紹介
 - (3) 団員相互又は市町村等との連携に関する連絡調整
- 2 前項に掲げる支援を行うため、県は、団員に対し報告を求め又は市町村等に対して団員に関する情報を提供することができる。

（脱退・休止）

第6条 団員は、団員活動を継続できなくなった場合、県に対し脱退を申し出ることとする。

- 2 団員は、団員活動を一時的に実施できなくなった場合、1年間を上限とした活動休止を県に対し申し出ることができる。

3 前項の活動休止の申し出を行った団員が活動を再開するときは、県に対し活動再開の報告を行うこととする。

(登録の抹消)

第7条 前条第1項の申し出があったとき、県は団員の登録を抹消する。

2 団員に次の各号に掲げる事由が生じ又は判明したとき、県はその判断により団員の登録を抹消することができる。

- (1) 登録申請又は各種報告の内容に虚偽があったとき。
- (2) 第3条第3項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 特別な理由がなく団員活動を1年以上行っていない又は県において活動状況が確認できないとき。

(事務の所掌)

第8条 この規約に関する事務は、沖縄県保健医療介護部健康長寿課において所掌し、沖縄県設置保健所はその事務を補佐する。

(規約の改定)

第9条 この規約は、県の判断により改定することができることとし、規約を改定したとき県は団員に対して通知する。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附則

この規約は、平成20年3月12日から施行する。

附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成23年8月2日から施行する。

附則

この規約は、平成24年1月20日から施行する。

附則

この規約は、平成28年3月11日から施行する。

附則

この規約は、令和7年1月23日から施行する。